



地方創生の取組

～活気あふれる地域づくりに向けて～

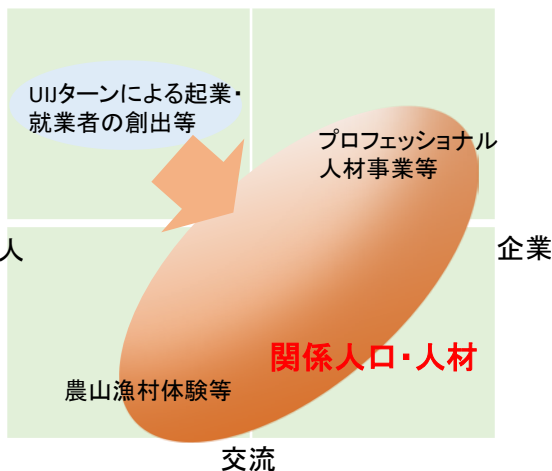
平成31年4月19日

片山さつき臨時議員 提出資料

検討施策1. 地方へのひとの流れの強化

- 地方への新しいひとの流れを作るため、地方へのUIターンを推進。
- 今後は、将来的な地方移住を掘り起こすため、定住に至らないものの特定の地域に関わる「関係人口・人材」の増大を目指す。その際、個人を対象とした施策に加え、民間企業の動きと連携しながら、東京等の企業の人材・ノウハウの地方への還流に取り組む。

定住／常勤



地方へのUIターンの推進

・地方創生推進交付金を活用し、地方にUIターンして起業・就業する若者たちを支援（最大300万円 2019年度より開始）

・「ふるさと求人」（道府県が収集した中小企業等の求人情報）について、民間の求人サイト（※）と連携（協定締結 2019年10月以降に開始） ※Yahoo、ディップ、ビズリーチ

・移住先の魅力ある環境整備の一環として、「農地付き空き家」の取得等を円滑化（地域再生法改正案（H31.3.15閣議決定））

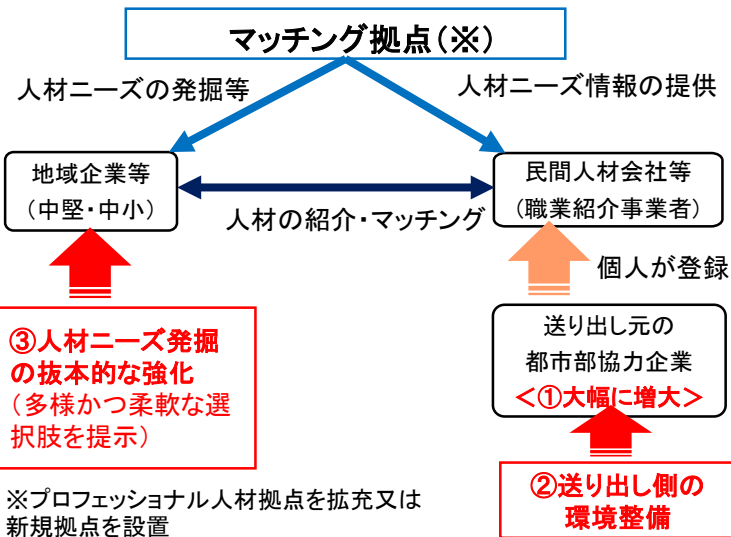
【特例】一定のエリアについて農業委員会の公示によらずに、移住者が取得可能な農地の下限面積（50a）を引下げ

農地付き空き家の例（兵庫県宍粟市）

- 空き家となった古民家に農地（約220㎡）が隣接
- 県外から移住した50歳代の夫婦が購入し、新規就農しつつ農家レストランを開業



関係人口・人材の増大



(1) プロフェッショナル人材事業をはじめとする人材・ノウハウの地方への還流強化

- ① 還流人材の増大
 - ・人材を送り出す都市部協力企業を大幅に増加（兼業・副業含む企業の働き方への対応）
- ② 送り出し側の環境整備
 - ・企業、企業人材への研修やコンサルティングを実施
- ③ 地域企業等の人材ニーズ発掘の抜本的な強化
 - ・地域の中堅・中小企業の今後必要とするニーズをヒアリング・発掘
 - ・短期・お試しを含め多様かつ柔軟な形態の雇用の選択肢を提示
 - ※NPO等の地域の民間団体等と連携して実施

(2) 地方公共団体への新たな人材派遣の展開（地域おこし企業人交流プログラムとも連携）

小規模な地方公共団体への国家公務員を中心とした人材派遣に加え、IT等専門分野に関する民間企業の人材のマッチングを支援（短期・非常駐を含む）

検討施策2. 「民」の力の活用による地方創生の深化

地方創生を担う組織・人材

地域において地方創生に資する取組を行う組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は少数にとどまる。

このため、①組織の取組内容等に応じて類型化のうえ見える化し、②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を増大させる。

【起業支援】

特定非営利法人 おっちラボ

島根県雲南市にて「幸雲南塾」「三日市ラボ」等の取組を通じ、様々なチャレンジを支援。



平成25～29年の同塾卒業生による起業：9社、新規事業による雇用創出：51名、経済効果：2.8億円、移住者：11名

【移住支援】 エーゼロ株式会社

岡山県西粟倉村にて「ローカルベンチャースクール」を運営。村の森林資源を活用して家具等のデザイン・販売を行うなど、移住者が次々に起業。



平成21～28年の同村への移住者：200名、移住起業者：29名、ローカルベンチャー売上額：1億円 →9.4億円。

民間投資の呼び込み

(1) 都市再生による民間投資の呼び込み

都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進する「都市再生緊急整備地域」の指定(※)を地方の中核中核都市等で進め、官民の投資促進等による都市再生を図る。

→ 55地域指定(平成31年4月1日現在)

※平成30年10月 福井駅周辺地域(福井市)、広島紙屋町・八丁堀地域(広島市)指定
※都市再生本部(本部長：内閣総理大臣)決定上、政令指定

＜指定の主な効果＞

- ・都市計画における容積率緩和
- ・都市再生事業に必要な認可等のスピードアップ
- ・都市再生事業にかかる税制・金融支援(民間都市開発推進機構)

(2) 中核中核都市へのハンズオン支援等

中核中核都市の機能強化に向けて、①関係省庁連携による政策テーマ(近未来技術の社会実装の推進等)に応じたハンズオン支援や、②地方創生推進交付金による支援(交付上限額の引き上げ等)を実施。

企業版ふるさと納税

制度創設以来、認定件数が増加し、人材育成や被災地支援など用途も多様化。

今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、さらに寄附しやすくなる環境の整備に向けて検討。

制度概要

- 地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対する企業の寄附について税額控除の優遇措置(2016年度～2019年度)
- 地方創生関係交付金(地方大学・地域産業創生交付金を含む。)の地方負担分も充当可能に(2019年度～)

通常の軽減効果	2倍に	
損金算入による軽減効果 約3割	税額控除 最大3割	企業負担 約4割

事例①(人材育成)

岡山県玉野市

(株)三井E&Sホールディングスからの寄附(6,500万円)を受け、市立高校に工業系学科を新設し、ものづくり人材を育成。



事例②(インバウンド推進)

ガイドの育成(岩手県遠野市)、海外プロモーション(奈良県)など

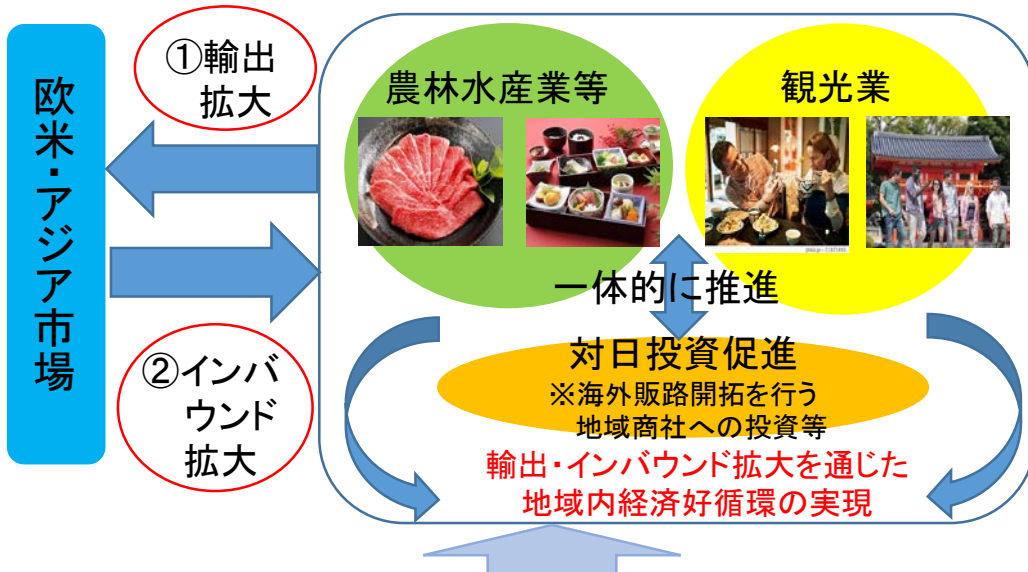
事例③(被災地支援)

臨時スクールバスの運行や復興イベント(広島県呉市)、自主防災組織の支援(岡山県)など

検討施策3. 海外から稼ぐ地方創生～農林水産業・観光業による海外需要開拓～

- 地方創生に向けて、各地方「ならではの」特色ある地域資源を活用し、欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要を取り込むことが必須。
- 海外への訴求力が高く、地域の成長産業である農林水産業と観光業の戦略的連携により、
 - ①一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓(アウトバウンド)
 - ②訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得(インバウンド)
 の好循環を実現し、「海外から稼ぐ」地域の取組みを、地方創生担当部局を中心とする関係省庁が一丸となって支援。
 (特に意欲のある地方公共団体を強力に支援)。

【海外需要開拓型地域農観連携の取組み】



外国人材による地方創生支援 (外務省、法務省と連携)

- 地方公共団体等における地方創生の取組みに外国人材の知見・ノウハウを活用
 - ①在外公館等とも連携し、インバウンド拡大や海外販路開拓等に外国人材の受け入れを希望する自治体と親日外国人のマッチングを支援
 - ②在留資格の柔軟化(包括的な資格外活動許可(※))により、複数・多様な業務への従事を実現
(平成31年4月下旬に省令を改正し、公布・施行予定)
- ※許可される活動は、地方公共団体等との契約に基づく「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「技能」に該当する活動。
(在留資格「技能」に該当する資格外活動はスポーツ指導員のみ)

地方創生担当部局を中心とする関係省庁支援チーム(案)

- ※自治体等からの相談窓口を設置し、関連施策の効果的な活用を伴走支援
- 関係省庁: 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府(対日直接投資推進室) 農林水産省、観光庁 等

《関係省庁による支援例》

- 地方創生関係交付金等による支援
 - －農業のIT化、新商品開発、海外展示会出展、観光ルート開発等を支援
- 地域未来投資促進法に基づく設備投資減税、補助金等
- JETRO・JNTOによる情報提供、官民ファンドによるリスクマネーの提供等

《唐津コスメティック構想》

- 佐賀県唐津市では、美容健康商品の原料となる豊富な植物資源等を活かし、「唐津コスメティック構想」を展開。
- 日仏合弁企業を設立し、椿油等の地元産品を原料とする商品の開発と海外市場開拓、対日投資の誘致等を推進。



- ・「地域への対日直接投資サポートプログラム」(経済産業省)の支援対象自治体として唐津市を選定(平成30年10月)
- ・唐津市による海外販路の開拓や海外コスメ企業誘致活動等を地方創生推進交付金により支援(平成28年度～31年度)